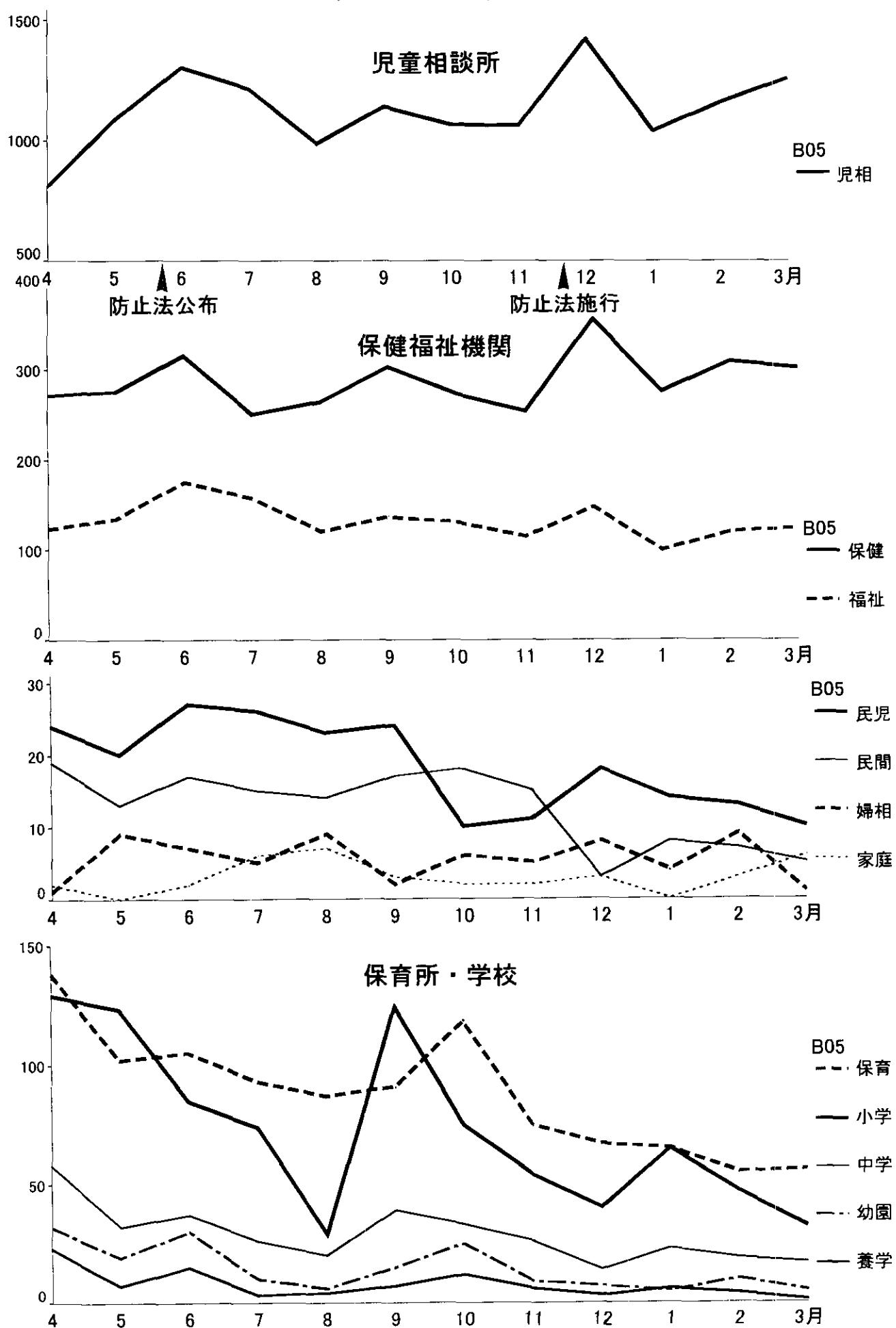


図9. 年間変動



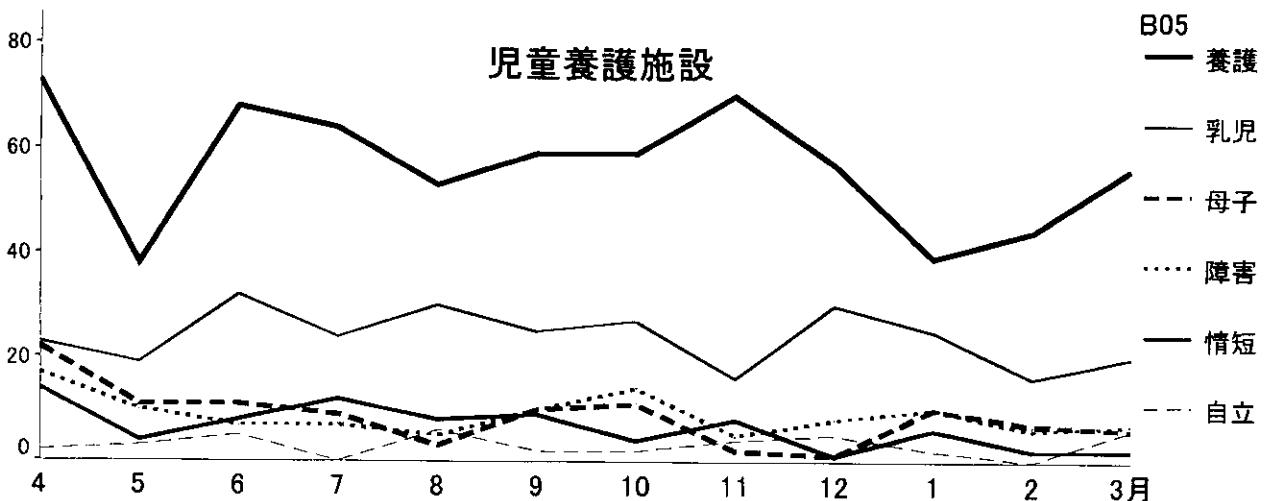
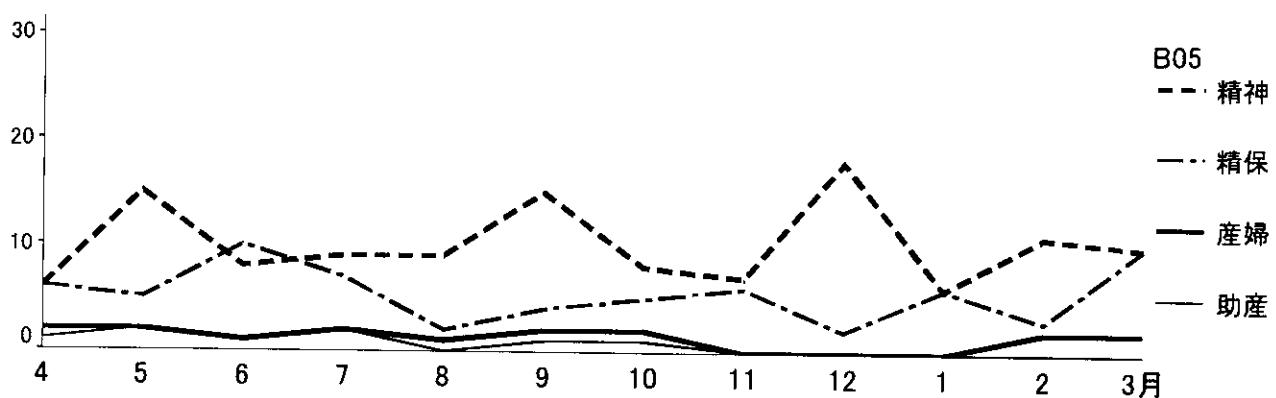
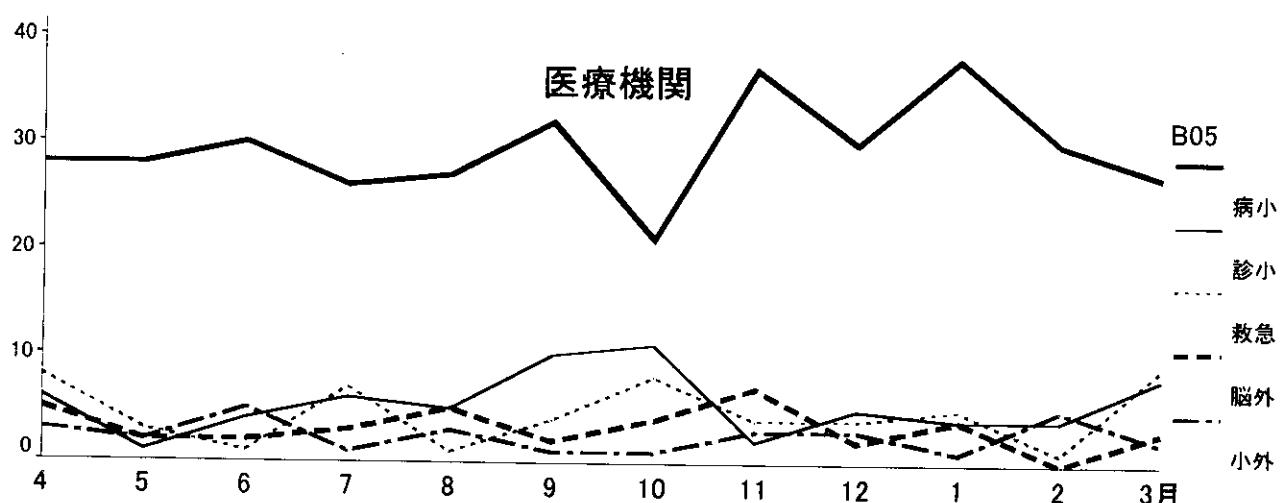
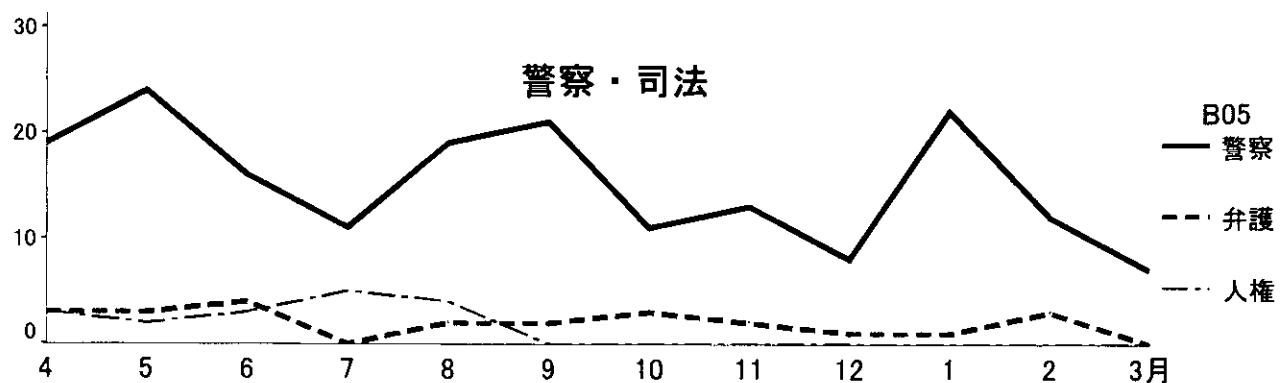


図10. 把握月別、把握契機

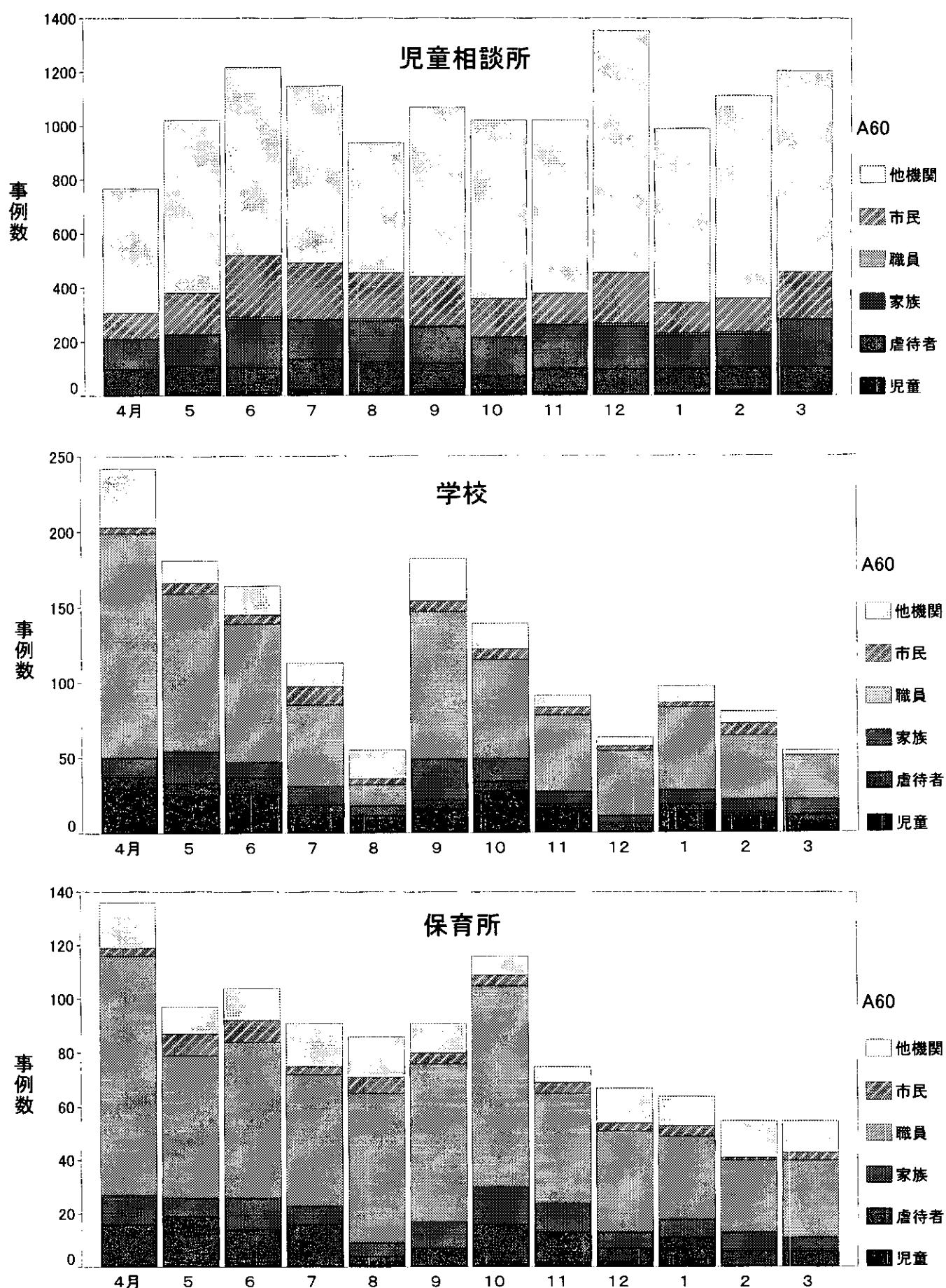


表6. 前期・後期別、他機関との連携率(%)

左の数値：H12年度前期に把握された事例中、各機関と連携対応がなされた事例の率  
 右の数値：後期に把握された事例中の率 ●：後期の増加傾向

調査対象機関	連携先機関											他機関との連携した事例の率
	保健	保育	学校	医療	民児	福祉	児相	施設	警察	司法	民間	
保健	-	28 25	19 19	33 31	21 22	44 46	62 64	10 8	6 6	1 1	5 4	93 94
助産	-	0 0	0 0	14 33●	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	57 33
保育	34 30	0 0	9 8	10 10	24 21	52 54	48 54	5 6	6 4	0 1	4 2	87 87
厚生	0 0	14 0	- 0	0 0	14 0	29 0	29 0	0 0	0 0	0 0	0 0	86 0
幼稚園	24 16	4 3	- -	6 3	26 13	24 28	39 41	3 2	5 2	2 2	4 0	83 75
小学	11 9	6 4	- -	5 8	49 49	33 38	70 74	6 5	16 16	1 1	1 2	89 94
中学	7 5	1 2	- -	8 7	33 28	33 25	74 77	11 4	31 22	1 1	1 0	93 93
養学	7 6	0 3	- -	24 28	14 13	37 25	75 53	27 13	3 6	3 0	0 3	95 78
病小	34 30	8 8	13 9	- -	5 4	17 20	68 71	17 11	17 15	4 2	4 2	94 93
診小	27 24	9 11	9 19●	- -	0 5	12 19	38 51●	3 0	15 3	3 3	0 0	79 89●
救急	29 21	8 3	8 3	- -	0 3	33 24	58 49	13 0	17 6	0 0	0 3	83 85
脳外	21 20	16 0	5 15●	- -	0 0	5 5	63 55	5 10●	42 25	5 0	0 0	100 80
小外	47 33	0 7●	0 13●	- -	7 0	13 20●	73 73	20 13	27 7	7 0	0 0	100 93
産婦	40 17	10 0	30 17	- -	20 17	30 33	60 83●	0 17●	20 50●	10 0	0 0	90 100
精神	17 20	11 9	17 22	- -	0 3	21 17	64 64	21 14	5 9●	5 3	5 0	82 73
精保	43 44	3 6	26 28	- -	3 0	14 9	34 44●	3 6	3 0	3 0	17 0	89 88
民児	23 27	17 21	63 61	7 10	- -	44 39	60 62	4 4	14 12	1 0	3 3	98 95
福祉	36 34	28 29	44 46	11 11	38 35	- -	70 73	12 9	14 8	1 1	3 3	98 99
家庭	17 13	0 0	17 6	4 0	0 0	- -	61 25	13 6	0 0	0 0	9 0	78 44
婦相	3 6	12 0	9 0	24 9	0 6	- -	55 38	52 29	6 18●	0 12●	12 0	100 94
児相	32 30	18 20	49 47	14 13	28 24	49 49	- -	13 10	17 13	3 1	3 2	93 92
乳児	22 19	9 4	4 1	38 38	3 3	19 19	95 96	- -	12 11	0 0	3 2	98 99
養護	7 4	5 4	37 36	14 8	7 6	19 14	90 94	- -	8 2	2 1	1 3	94 96
障害	22 37	5 8	24 21	22 19	2 4	22 21	81 87	- -	3 2	0 2	3 2	93 94
情短	6 0	0 0	71 61	18 17	11 4	6 13●	93 96	- -	11 4	4 9●	0 0	96 96
母子	17 17	32 21	32 10	24 21	11 12	70 79	55 55	- -	2 0	2 0	5 0	89 88
自立	0 0	0 0	72 16	0 0	6 0	11 0	100 95	- -	22 5	6 0	0 0	100 95
警察	1 0	1 0	10 14	31 29	1 0	8 7	56 49	6 3	- -	0 0	1 0	76 71
弁護	11 0	0 0	11 8	17 31●	0 0	6 8	39 31	17 8	17 15	- -	0 0	72 54
人権	6 0	11 0	44 0	6 0	22 0	61 0	67 0	0 0	39 0	- -	0 0	89 0
民間	4 12●	2 9●	14 4	16 0	2 0	4 2	19 2	2 0	5 2	10 0	- -	52 25
全体	28 27	18 19	39 38	16 16	26 23	43 44	65 67	12 9	14 11	2 1	3 2	92 92

秘

# 児童虐待実態調査 調査票 I. 家庭内の児童虐待事例

平成12年4月1日から平成13年3月31日の間に、虐待 及び その疑い、並びに 虐待に類する行為として  
新たに関わった事例について、ご記入下さい。

機関名 \_\_\_\_\_

該当例 1 無 2 有 (一枚目のみ記入)

1)児について	貴機関での番号 _____ (_____ときょうだい) 児居住地の郵便番号(3桁まで) _____ 出生年月(西暦)・性 年 月 性別 1男 2女 3不明 虐待把握年月・年齢 平成 年 月 (年齢 歳 ケ月)
2)虐待の種類(複数可)	<b>虐待</b> 1 虐待 2 疑い 種類 a 身体的虐待 b 養育怠慢・拒否(含、棄児・置去り) c 心理的虐待 d 性的虐待 e 不明 <b>虐待に類する行為</b> 3 親子心中 4 嬰児殺 5 放置すると虐待に移行の恐れあり 6 他 _____ (例えば _____)
3)児の状態(複数可)	1 死亡 2 生命の危険あり 3 受療を要す外傷(痕) 4 軽度外傷(痕) 5 心理的問題 6 成長発達の遅れ 7 行動問題 8 問題なし 9 不明
4)他児への虐待	1 児のみを虐待 2 他児にも虐待 3 ひとりっ子 4 不明
5)主な虐待者(2つまで)	1 実父 2 実母 3 繼父 4 繼母 5 祖父・祖母 6 親戚 7 同居人 8 育児業務者 9 他 _____ 10 不明
6)貴機関が虐待(疑い)として関わった契機	<b>貴機関で発見</b> 1 職員が気づく _____ 事業 2 児から相談 3 虐待者から相談 4 他の家族・親戚から 5 市民より連絡 6 他 _____ <b>他機関から連絡紹介</b> (問8の機関番号を記入) _____ 他 _____
7)貴機関での対応(複数可)	1 調査 2 相談 3 指導 4 児の治療・ケア 5 親の治療・ケア 6 他機関紹介 7 児の保護 8 法的対応 9 見守り 10 対応不能
8)連携機関(複数可)	a 保健所 b 保健センター c 助産所 d 医療機関(診療科 _____ ) e 精神保健福祉センター f 情緒障害児短期治療施設 g 学校・幼稚園 h 教育相談室 i 保育所 j 児童館 k 学童保育 l 児童相談所 m 福祉事務所(家庭児童相談室) n 婦人相談所 o 民生・児童委員 p 市町村福祉担当部局 q 児童家庭支援センター r 乳児院・児童養護施設 s 障害児施設 t 母子生活支援施設 u 警察 v 少年センター(警察管轄) w 市町村少年相談センター x 人権擁護委員 y 家庭裁判所 z 児童自立支援施設 A 弁護士 B 虐待防止民間援助団体 c 他 _____
9)転帰(H13.3.31現在)	1 元の家庭で養育 2 元の家庭に親戚が同居 3 他方の親・親戚宅 4 入院中 5 一時保護 6 施設入所 7 里親 8 死亡 9 転居 10 不明
備考	

# I. 家庭内の児童虐待事例調査 記入要領 (平成12年度調査)

調査対象：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に、家庭内で保護者等が、児童（18歳未満）に対して行なった虐待 及び 虐待の疑い、並びに 虐待に類する行為の事例として、新たに関わった、または新たに事実が判明した事例を対象とする。

- ・該当期間：以前から虐待例として関わっていたものは対象外。  
他の理由で関わっていたが、虐待の事実の存在が当該期間中に判断された事例は含む。
- ・虐待者：祖父母やきょうだい、親類、同居人による虐待は含む。施設で行われた虐待は本調査では対象としません。
- ・記載対象時期：問1)～6) 貴機関で虐待と把握された時点の状況  
問7)、8) 貴機関が虐待例として関わった期間内の対応  
問9) 今回調査の終了時点の平成13年3月31日現在の状況について  
御記入下さい。
- ・回答は、該当項目に○、または\_\_\_\_\_に記入。  
その他の場合は、できるだけ詳細に\_\_\_\_\_に御記入下さい。記載内容ごとに集計いたします。
- ・機関名：機関名又は施設名。医療機関は診療科名までご記入下さい。
- ・問1) 児について：番号は 貴機関での識別番号 または 1番から順につけて下さい。  
：きょうだい例は、どの番号の事例ときょうだいであるのかを記入。  
：施設入所児の郵便番号は、入所前の居住地の郵便番号を記入。  
：居住地不明の場合は、郵便番号は「不明」として下さい。
- ・問3) 児の状況：虐待に起因するか否かにかかわらず 貴機関で虐待を把握した時の児の状況。
- ・問8) 連携機関：該当事例の対応について相談や協議を行った関係機関(者)を全て御記入下さい。
- ・問9) 転帰：不明の場合もできるだけ調査して御記入下さい。

## 児童虐待の定義\*と種類

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）  
[例 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷などの外傷を負わせる。  
首をしめる、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、  
冬戸外にしめだす、一室に拘束する 等、生命に危険のある身体への暴行も含む]
2. 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）  
[例 子どもに性器を露出、ポルノビデオを見せる、性行為の強要、性的いやがらせ 等]
3. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（ネグレクト）  
[例 剥児、置き去り、  
食事をあたえない、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、登校禁止、  
必要な医療を受けさせない、世間一般の文化・生活水準から著しくかけ離れた生活  
をさせている 等]
4. 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）  
[児童の不安・怯え、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性習癖異常など、日常生活に支障をきたす精神症状が現れているものに限る。  
例 ことばによる暴力、無視、盗みや万引の強要、宗教の強制 等]

\*：定義は児童虐待防止法に基づく。

例は「厚生省報告記入要領及び審査要領」および「児童相談所調査要領」等 を参照

## 虐待に類する行為

親子心中

嬰児殺（分娩の際または分娩の直後に母親が嬰児を殺害すること）

虐待への移行の恐れがあるため継続的指導・援助を要する養育状況

平成13年度 厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)  
児童虐待および対策の実態把握に関する研究

分担研究報告書

児童虐待全国実態調査 2. 地域調査結果

主任研究者 小林 登 (国立小児病院名誉院長)

**研究要旨：**児童虐待の全国実態調査の一環として、福祉、保健、医療、教育、司法、警察、民間の各領域の関係機関の悉皆的調査を目的とし、日本人口の12%を占める11地域における児童虐待の全関係機関40種類19900機関を対象に、平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例の調査を郵送法にて行った。約17%の重複例を含めて4310例が報告され、社会的介入を要する児童虐待は0～17歳1000人中1.6人と算出された。虐待は子ども・家庭に日常接する機関で42%、相談機関で47%が発見され、9割に他機関と連携した対応が行われていた。これらの機関の発見機能と相談機能の充実が早期発見・早期対応の推進に効果的と考えられる。児童相談所との連携率は58%で確信のない事例や軽症の事例の連携対応が少なかった。年間動向では児童相談所事例のみの増加と機関間の連携率の上昇がみられ、児童相談所への通告制の普及と機関連携の進展を反映しているものと思われる。事例内容の地域差に家庭・社会背景の地域差の存在が示唆され、地域の実態に応じた予防・防止対策の必要性が示された。

**A. 研究目的**

わが国においても児童虐待(以下、虐待)が社会問題化し、平成12年に児童虐待防止法が制定された。通報数が急増し、対応の体制整備が急がれている。虐待には様々な要因や様態があり、対応には多くの機関・職種(以下、機関)の連携が効果的であるので、虐待の発生実態と対応機関の機能特性を踏まえた連携体制の整備が求められている。

本研究班は、社会的介入が必要な虐待発生の全体像と各機関が関わる虐待像および取り組みの実態把握を目的として、福祉、保健、医療、教育、警察、司法の関係機関を対象とした、統一方法による調査を企画し、(1)数地域を対象とした関係機関の悉皆的調査 および (2)主な機関の全国調査から、全国の実態を推定することとした。地域調査では、特に、重複事例の照合方法の検討、虐待の発見から処遇までに関わる機関と連携状況の把握を目的とした。

昨年は、平成12年度前期について地域調査を行い、発生頻度の概数、機関間の相違と地域差の存在が示された。本年は同年度の全国調査と後期の地域調査を実施した。本報告では、地域調査結果の概要および複数機関の事例の重複照合方法の信頼性、虐待の発見の役割を担っている機関、機関連携の実態について報告する。

**B. 研究方法**

**1. 調査対象地域の選定と調査推進班の設定：**国内の虐待防止活動団体を検索し、調査の可否、活動状況、機関連携に関するアンケート調査を行い、対象地域を選定し、各団体の責任者に研究協力を依頼した(付記)。多領域に跨る調査であるので、関係領域の専門家・代表者に推進のための参考を依頼した。

**2. 守秘を配慮した重複照合方法の検討：虐待**

は同一事例に対して複数の機関が関わるので、頻度把握には異なる機関からの重複報告例数を除く必要がある。個人名や住所を用いずに、集団中の個人特定が不可能、且つ、虐待事例中の特定が可能な個人情報項目を検討し、3桁郵便番号と出生年月と性の3項目を調査票に設定した(平成12年度報告書)。

**3. 調査準備：**調査対象の虐待事例の定義、機関、調査票、日程について、地域責任者および推進委員と討議した。関係省庁には厚生労働省を通して、地域の管轄機関には地域責任者より、関係組織には推進委員を通して、調査の趣旨・方法について協議し、調査票を作成し、協力を依頼した。

**4. 調査対象**

**地域：**11地域(3県、3政令指定市、2中核市、3市と周辺;人口計1500万、0～17歳271万。日本の人口及び同年齢人口のいずれも約12%)。

**機関：**各地域の責任者が虐待に関わる機関をリストアップした。約40種類19900機関(表1)。

**事例：**平成12年度1年間に新たに把握された、家庭内虐待、その疑い、並びに虐待に類する行為。虐待の定義は児童虐待防止法による。

**内容：**事例の有無と各事例の内容(調査票I)及び虐待への取り組み(調査票II)。

**5. 地域調査の実施**

**1) 前期調査：**平成12年4～9月に把握された事例を対象として平成12年9月に実施。地域責任者が各地域で虐待対応の関係機関をリストし、合計約40種類18700機関に、地域責任者および主任研究者からの依頼状、調査票I、IIを事務局より郵送し、各地域責任者の元に回答を回収した(表1)。地域または事務局で入力し、全地域については事務局で、各地域については地域で解析した。中間結果として平成12年度厚生科学報告書に報告した。

2) 後期調査：平成12年10月～13年3月に把握された事例を対象として平成13年7月に実施した。前期調査と同様に、地域責任者から、依頼状、調査票および前期調査結果の概要を約40種類19900機関に郵送し、前期調査で回答があった機関にはH12年度後半に把握された事例の報告を依頼し、前期調査で回答が無かった機関および新たに調査対象として追加した機関には平成12年度1年間に把握された事例の報告と調査票IIの記載を依頼した。入力と集計も前回と同様に地域または事務局で行い、全体の集計を事務局で行った。資料は守秘に留意して管理している。

頻度推定のための人口は、平成12年国勢調査統計表H12.10.1現在（総務省統計局統計センターHP、2001.10.31）、住民基本台帳人口要覧H13.3.3.1現在（市町村自治研究会編、2001.8）を参照した。

### C. 研究結果と考察

#### 1. 回答状況

回収率は前期調査と後期調査とも同様の値で（表1）、児童相談所と警察は約100%、保健福祉機関は5～8割、教育機関4～5割、医療機関2～3割、弁護士1割と機関によって異なっていた。前期調査で回答が無かったが後期には回答が寄せられた機関も少なくなかった。

事例は合計4767例報告され、対象期間外266例、対象地域外191例を除き、有効事例は4310例であった。尚、本報告では平成12年度に把握された事例は両調査とも有効事例とした。

事例は児童相談所からの報告例が最も多く42%を占め、保健機関12%、福祉相談機関12%、学校8%、福祉施設7%、保育所6%、民生児童委員6%、医療機関3%、民間援助団体3%、司法1%、警察0.4%の順であった。

#### 2. 重複事例

被虐待児の居住地の3桁郵便番号と出生年月と性による機械的照合の結果、3項目が同一の事例は542組709例、16.5%であった。児童相談所の事例との重複は439組1796例で、児童相談所例中の23.9%、その他の機関の事例中の22.7%であった。

各地域責任者は虐待防止活動に参加しているので事例の情報を得ていることが多い。機械的照合方法の信頼度を知る為、機械的照合結果の真偽を各地域で可能な範囲で確認した。機械的照合で同一とされた221組中115組につき確認作業が行われ、82組は同一例であることが確認され、33組が誤推定、22組は見逃していた。見逃し数と誤推定数は大差ないので機械的照合により重複率の推定は可能であるが、個々の重複事例を特定することは困難と考えられる。本地域調査は地域の関係機関を網羅的に調査したのであるが重複率は低かった。

重複事例間の記載内容を比較した結果、内容の不一致率は、把握の程度（虐待／疑い）については13%、虐待者では19%程度であったが、児の状態

や虐待の種類ではそれぞれ59%と45%で記載が少しずつ異なる場合が多かった。同一事例に関する記載内容の不一致の理由としては、機関によって事例と関わった時期、期間の長さ、接した相手、視点が異なることなどが考えられる。事例を多角的に理解し適切に対応するためにも機関連携の意義が領かれる。現在、後期調査事例についても機械的照合の結果を地域で確認中であり、前期調査事例と合わせて重複事例を解析し、事例理解における各機関の特性を明らかにしたい。

#### 3. 発生数

平成12年度1年間に新たに把握された事例は重複例を含めて、虐待2580例(60%)、疑い1577例(37%)、類する行為153例(4%)、計4310例で、類する行為の内訳は親子心中(未遂を含む)11例、嬰児殺2例、ホームレス1例、未入籍2例、放置すると虐待に移行の恐れあり137例であった。いずれも備考欄などの記載内容から虐待の範疇に含まれると考えられたので本解析では全事例を対象とした。

年間発生率は0～17歳人口1000人対1.59人で、地域別には1.01～2.90の開きがあった。日本全体の年間発生数は報告実数からは3万6千人、重複例を引くと3万人と算出された。

#### 4. 事例の概要(図1)

虐待が把握された時の児の年齢は出生前から26歳まで幅広く、平均 $6.4 \pm 4.5$ 歳であった。0歳が8%、1～3歳が24%で6歳以下の乳幼児が56%を占めるが、13歳以上の事例も12%存在した。自らは援助を求めることができない年齢の子どもが多いので、早期発見・早期対応は子どもに接する職種の認識に委ねられる。

虐待の種類の相対比率は性的虐待を含む例が3%、それ以外で身体的虐待とネグレクトの両方がなされた例が8%、身体的虐待がなされた例とネグレクトがなされた例が同数で40%、心理的虐待のみが9%であった。

児の84%が治療やケアを要する状態で、重症例は死亡17例、生命危険169例、受療を要する例253例で、報告総数の11%を占めていた。死亡例は身体的虐待及びネグレクト3例、身体的虐待9例、ネグレクト2例であった。

虐待者は実両親が11%で、継父または継母によるもの（実父・母の加担を含む）は10%のみ、実父18%、実母58%であった。兄が加わっていた例が28例あった。性的虐待では47%が実父、30%が継父であった。

きょうだい中で児のみが虐待対象となった例は33%、きょうだいも共に対象となった例は47%で、21%は一人っ子であった。一人っ子の割合は平成12年度の全国の子ども中の率24%（総務省平成12年国民基礎調査）と差が無かった。

把握の契機は、50%は他機関からの連絡であったが、児からの相談が3%、虐待者からの相談、

家族からの相談、職員が気付いた例、市民からの通報がそれぞれ11～13%であった。

転帰は13%が不明と記載されていた。2%は虐待でなかった。不明を除くと、施設入所が17%、祖父母などの親類の同居あるいは親戚宅や虐待親との別居が8%、里親0.2%で、合計25%には養育環境の改善がなされたが、67%は虐待者のもとでの在宅養育が継続されていた。

## 5. 機関別の事例の概要と対応

### 1) 機関別、事例の概要（図2）

把握時年齢は、保健機関、保育所、医療機関では乳幼児が多く、学校では当然ながら学齢児が殆どであった。身体的虐待は医療機関、保育所、学校、警察、司法に多く、ネグレクトは保健機関や福祉相談機関、民生児童委員に比較的多かった。前者の機関は児の状態から気付くことが多く、後者では相談事業からの把握も多い為であろうか。児の状態も前者では受療を要する重症或いは軽傷、発達の遅れ、行動問題などの症状を有する例が多く、後者では大きな問題が現れていない例も多かった。

### 2) 機関別、把握の契機（図2）

全事例中で、把握契機が児からの相談であった事例の殆どは学校で、虐待者からの相談は児童相談所、保健機関、福祉相談機関、民間援助団体に多く、家族の相談先は児童相談所が多かった。職員が気づいた例は保育所、学校、保健機関が多かった。市民からの通報は児童相談所と福祉事務所が多いが、民生児童委員も多く、事例の30%については近隣の住民からの連絡を契機としていた。

他機関からの紹介例は児童相談所が最も多く、その他、保健機関、福祉相談機関、福祉施設、民生児童委員の事例にも多く含まれていた。

### 3) 発見の役割を担う機関（図3）

当事者からの相談や市民からの通報によって各機関で判明した事例の機関の内訳を図3(1)に示す。学校、保健機関、保育所、民生児童委員で43%を占め、児童相談所と福祉相談機関および民間援助団体で47%であった。図3(2)は他機関からの連絡を契機として対応した事例についての紹介元の機関の内訳を示しており、同様の機関が発見の役割を担っていることが示された。虐待を発見した機関と契機の実態を図3(3)にまとめた。

学校、保育所、保健機関、民生児童委員など、地域で子どもや家庭と日常接する機関は発見の中心的役割を担っていることが示された。これらの機関は、一般集団の中から発見し、発見後も当事者と身近な存在で信頼関係を継続することが大切であるので、信頼関係を損なわない発見方法と初期対応の技法の周知が重要である。また、相談や通報などリスク集団からの発見機能を担う機関には、相談業務の充実が期待され、父親が相談できるように休日や夜間の相談窓口も望まれる。

虐待の発見にはその他、助産施設、児童館、放

課後児童育成施設、生保ケースワーカー、保護課、ヘルパー、社会福祉協議会、教育委員会就学相談、教育相談室、教育センター、教育事務所、少年相談センター、弁護士、人権擁護委員、子ども110番、救急隊、療育センター、カウンセリング機関、民間電話相談、養育相談、虐待相談室、女性センター、民間支援グループ等、子どもや家族との接触や家庭訪問の機会をもつ職種が貢献していた。

### 4) 各機関における主な対応（表2）

各対応がなされた事例の比率を表2に示す。保健所では相談が最も多く、その他、見守り、指導、他機関紹介、親のケアが行われ、児のケアが少ない。保育所は見守り、相談、児のケア、学校は相談、指導、見守り、児のケア、他機関紹介で両機関とも児のケアが多いが親のケアは少ない。民生児童委員は調査と見守りが主であった。

医療機関は児と親の治療、福祉相談機関は相談、調査、見守りと他機関紹介で、児童相談所は調査の他、相談、指導、見守り、児の保護が多いが、児や親のケアは少なく前期からの増加もみられなかつた。福祉施設は児の保護とケア、相談、警察は法的対応、相談、児の保護、司法は法的対応と相談、他機関紹介、民間の防止団体は相談、他機関紹介、見守りであった。

図4は、事例が各対応をどの機関でどれだけ受けたのかを示している。調査や相談は多くの機関でなされたが、児や親の治療・ケアは殆ど行われていない。いずれの対応についても前期と後期は同様の値で、対応機能の強化は調査年においてはまだ数値上では観察されなかつた。親の治療や親子関係の修復の必要性は広く認識されるようになったが、専門的に取り組んでいる機関は少ない。虐待の7割に母親が関与し、児の8割が治療・ケアを必要とする状態でありながら、7割は家庭での養育が継続されている実態を鑑み、施設の充実、児と親の治療・ケア技法の開発と在宅養育への援助体制の整備が必須と思われる。

## 6. 機関連携

### 1) 機関間の連携（表3、図7）

機関別に、連携率（他機関と連携した事例の比率）を表3に示す。保健機関と保育所と福祉相談機関の間、学校と民生児童委員と福祉相談機関の間、福祉施設と学校の間での連携率が高かつた。これらは児の年齢と関係しているので、0～6歳と7歳以上の2群に分けて連携状況を調べた（図7）。図で黒無地は事例中で他機関から紹介され各機関と連携した事例の比率を表わし、柄の部分は自機関で把握して各機関と連携をとった事例の比率を表わしている。

保健機関が関わった0～6歳の事例は、半数は他の種々の機関からの紹介であり、保健機関で把握された事例も種々の機関と連携をとっていた。児が7歳以上の事例では、乳幼児に比して他機関

との連携率が高いが、多くは他機関からの紹介であり、学齢児の家庭の援助に対して保健機関どのような機能が求められたのか興味深い。

保育所は全体的に他機関との連携率が低いが、他機関からの紹介例が非常に少ないためと思われる。保育所で把握した事例については児童相談所、上部機関である福祉事務所の他、民生児童委員や保健機関と連携をとっていた。幼稚園も学校も、保育所と同様、他機関からの紹介例が少ないが、園や学校で判明した事例については高率に児童相談所と連携し、民生児童委員、福祉事務所、警察とも連携対応していた。医療機関は他機関からの紹介も多いが、医療機関で把握した例については児童相談所の他、0～6歳児では保健機関と連携をとっていた。

民生児童委員は他機関からの紹介例が多いが、自分で把握した場合も民生児童委員同士、福祉相談機関、児童相談所の他、0～6歳事例については保健機関、保育所、7歳以上の事例については学校と連携をとっていた。7歳以上の事例の方が連携率が高かった。福祉相談機関は民生児童委員と同様、他機関からの紹介が多く、また、自機関で把握した事例についても児童相談所や民生児童委員の他、0～6歳事例については保健機関と保育所、7歳以上の事例については学校と連携をとっていた。児童相談所で把握された事例は0～6歳では保健機関と福祉事務所、7歳以上では学校と連携例が多かった。

福祉施設は児童相談所との連携は当然であるが学校との連携も高率であった。警察は0～6歳例は他機関からの紹介が多く、警察で発見された7歳以上の例は高率に児童相談所に連絡されていた。

司法機関でも0～6歳例は他機関からの紹介が多く、自機関で発見された7歳以上の事例については児童相談所、医療、福祉相談機関、警察などと連携がとられていたが、児や家庭を見守る機関（学校、保育所、保健所、民生児童委員など）との連携は殆どみられなかった。民間の虐待防止団体や援助団体では、他機関からの紹介は少なく、相談で発見された例についての連携率も低かった。

全体的に0～6歳では保育所と保健機関との連携が多く、7歳以上では学校と民生児童委員との連携が多かった。児と接する中でケアし見守る保育所や学校と、家庭訪問し援助し見守る保健機関や民生児童委員が活用されているものと推察される。

## 2)児童相談所との連携率に影響する要因

児童相談所との連携率は福祉施設が81%、学校、福祉相談機関、警察、民生児童委員、保健機関が67～61%と高率であるが、医療、司法、保育所では45～35%、民間防止団体で11%と低く、全体では58%であった（表3）。児童相談所に報告される事例以外に、多くの機関で種々の程度・種類の虐待事例に対応していることが判明した。

機関別、虐待像別に、児童相談所との連携率を表4に示した。虐待の疑い例、児が比較的軽症、自機関で特に虐待者からの相談で把握された例、結果的に施設入所でなく家庭養育が継続されている例において連携率が低かった。しかし、9割はいずれかの機関との連携対応がなされており（表3）、児童相談所との連携が無い事例でも他の機関と連携して援助対応していることは少なくなかった。虐待を確信できない場合や軽症の場合に児童相談所への通告を躊躇している様子が窺われる。児童相談所の事例の多くは虐待と判定されているが、その他の発見機関では疑い例の方が多い（図5）。児童相談所と連携対応された事例は全事例中の約33%に当たると推定される（図6）。毎年新たに発生するであろう約3万～3万5千例をすべて児童相談所で対応するのか、今後の課題である。

## 7. 年間の発生動向

### 1)把握事例数の動向（図8）

機関別に、年度前期に把握された事例数と後期に把握された事例数とを比較すると、児童相談所でのみ後期に増加し、他の機関では後期の方が減少していた。月次変動は、学校においては4月と9月にピークがあり、後期では大幅に減少していた。9月の増加は保育所および医療機関でも観察された。4月は新学期の担任の交代、9月は夏休み明け或いは本調査の実施月であったことなどが関係している可能性が考えられる。調査前には防止法の効果により、発見機関での年度後期の事例数の増加が予想されたが、発見機関での増加傾向はみられなかった。新法の成立前にも養育に問題がある家庭の存在は認識されていたが、虐待として通報する義務があまり知られていないかったのであろう。児童相談所では6、9、12、2月に小さな山が見られ、年間通しては増加傾向が見られた。

### 2)把握の契機の変容

把握の契機で、後期の事例数の増加傾向が観察されたものは、児童相談所の家族からの相談例と他機関からの通告例、保健機関の虐待者からの相談例、警察の他機関からの紹介例、司法機関・職種による発見例と虐待者からの相談例であった。

### 3)機関連携の進展（表5）

表5(1)に、他機関からの連絡で各機関が把握した事例数を年度前期・後期別に示す。児童相談所、保健機関、民生児童委員への種々の機関からの紹介例、保健機関からの紹介例に後期の増加傾向がみられた。表5(2)は年度前期・後期の他機関との連携率を示している。保健機関、保育所の他機関との連携、また、種々の機関の保健機関、保育所、医療機関との連携率の増加傾向がみられた。

上記の様に、後期は前期に比して児童相談所と保健機関を中心とした連携対応が強化されていた。年間の児童相談所のみの事例数の増加は機関連携の促進化を反映しているものと推察される。

## 8. 地域間の比較

各地域の0～17歳人口中の発生率には約3倍の開きがあり(表6)、児童相談所例のみでも人口対の頻度に地域差がみられた。地域によって報告機関の内訳が異なり(図10)、児童相談所との連携率にも地域差がみられた(表6)。きょうだい共に虐待対象となることが多い地域ときょうだい中で一人だけが対象になることが多い地域があるので、今後、虐待家庭の頻度も比較する必要があろう。

事例は、3地域(A 2市、B市、C市)において、乳幼児が多く、きょうだい中で児のみが虐待対象となり、実母による例が多かった(図9)。他方、父親による虐待、年長児への虐待、きょうだい全員への虐待が他の地域に比して多い地域もあった。これらの虐待像の相違は虐待を引き起こす要因となる家庭・社会背景に地域差が大きいことを示唆しているものと考えられる。前者では母子保健事業の充実が効果的と考えられるが、後者では福祉施策の充実が必要であろう。地域の実態に応じた予防・再発防止対策が必要である。

## 9. 地域調査のまとめ

児童虐待の全国実態調査の一環として、福祉、保健、医療、教育、司法、警察、民間の各領域の関係機関の悉皆的調査を計画し、日本人口の12%を占める11地域において、虐待に関する40種1990機関をリストし、平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例について、郵送法にて調査した結果、4310例の虐待発生が判明した。

本地域調査の特徴は、地域の虐待の実状に詳しい虐待防止活動団体による、複数地域における統一方法での全関係機関の悉皆的調査であり、下記が示された。

- 1) 事例の重複率は16.5%と低かった。重複事例間の記載内容は児の状態や虐待の種類で一致しない場合が少なくなく、機関によって事例を理解する視点が異なる実態が示唆された。
- 2) 社会的介入をする児童虐待の年間発生率は0～17歳人口1000人対1.59人と算出された。
- 3) 把握の契機は、児からの相談は数%に過ぎず、虐待者からの相談、家族からの相談、職員が気付いた例、市民からの通報がほぼ同数であった。
- 4) 発見した機関は、学校、保健機関、保育所、民生児童委員が43%、児童相談所と福祉相談機関、民間援助団体が47%であった。事例の56%は乳幼児で、自らは援助を求めることができない年齢の子どもであるので、子どもに日常接する職種の認識を高めることが、早期発見・早期対応の推進策として重要と考えられる。
- 5) 児の状態から虐待に気付くことが多い機関の事例には身体的虐待が多く、児が症状を有する例が多いのに対し、相談事業からも把握されることが多い機関ではネグレクトが多く、児に大きな問題

題が現れていない例も多く含まれていた。虐待者、家族のための相談事業の充実も期待される。

6) 虐待の7割に母親が関与し、児の8割が治療・ケアを必要とする状態でありながら、7割は家庭での養育が継続されていた。施設の充実は当然であるが、児と親の治療・ケア技法の開発と地域での在宅養育への援助体制の整備も必須である。

7) 他機関との連携対応は89%にみられ、いずれの機関も児童相談所との連携率が最も高いが、その他、0～6歳では保育所、保健機関と、7歳以上では学校、民生児童委員との連携が多かった。

8) 児童相談所との連携率は全体の58%で、児童相談所に報告される事例以外に多くの機関で種々の程度・種類の虐待事例に対応していることが判明した。虐待の疑い例、児が比較的軽症、自機関で特に虐待者からの相談で把握された例において連携率が低く、児童相談所への通告を躊躇しているものと推察される。

9) 年間の発生動向は、児童相談所事例のみの増加と、児童相談所と保健機関を中心とした連携率の増加が示され、児童相談所への通告制と機関連携の促進の成果を反映しているものと推察される。

10) 発生頻度、虐待内容の相違が示され、虐待の要因となる家庭背景に地域差があることが示唆され、地域の実態に応じた予防・再発防止対策の必要性が示された。

## E. 結論

日本人口の12%を占める11地域の虐待関係機関40種1990機関で、平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例は、約17%の重複例を含めて4310例で、社会的介入を要する児童虐待の年間発生率は0～17歳1000人中1.6人であった。84%が治療・ケアを要する状態であり、発生数に対応できる予防、早期発見から親子関係の修復までの体制整備が急がれる。

虐待は子ども・家庭に日常接する機関（学校、保育所、保健機関、民生児童委員）で42%、相談機関（児童相談所、福祉相談機関、民間援助団体）で47%が発見され、89%に他機関との連携対応がなされていた。前者の機関の発見機能と後者の機関の相談機能の充実が早期発見・早期対応の推進に効果的と考えられる。児童相談所との連携率は58%で、確信のない場合や軽症の場合の通告が少なかった。この段階の虐待への対応における各機関の役割分担は今後の課題である。

年間変動では児童相談所事例のみの増加と機関間の連携率の上昇がみられ、児童相談所への通告制と機関連携の促進の効果が示唆された。

事例内容の地域差に家庭・社会背景の地域差の存在が示唆され、地域の実態に応じた予防・防止対策の必要性が示された。

謝辞：調査に御協力いただきました関係機関の方々に感謝申し上げます。

表1. 地域調査の対象機関、回収率と有効事例数

\*地域調査および全国調査対象・地域調査のみ

		前期調査 (H12.9実施)				後期調査 (H13.7実施)				計	
		対象	H12.4~9 把握例			但し、H12年度後半の事例も含む	H12.10~H13.3 把握例				
			調査機関数	回答数	%		調査機関数	回答数	%		
保健	保健所	*	77	60	77.9	84	77	53	68.8	157	241
助産	保健セ・他 <sup>1)</sup>	*	128	67	52.3	162	215	102	47.4	127	289
	助産施設(助産婦)	.	230	48	20.9	6	230	52	22.6	4	10
福祉	児童相談所	*	21	21	100.0	851	21	20	95.2	945	1796
	婦人相談所	*	5	5	100.0	9	7	6	85.7	4	13
	福祉事務所・他 <sup>2)</sup>	*	229	100	43.7	284	187	84	44.9	214	498
	乳児院	*	17	11	64.7	18	17	15	88.2	22	40
	養護施設	*	83	51	61.4	54	83	47	56.6	90	144
	障害児施設	*	116	64	55.2	18	123	70	56.9	16	34
	情緒障害児短期治療施設	*	2	2	100.0	13	2	2	100.0	6	19
	母子生活支援施設	*	43	28	65.1	11	56	36	64.3	22	33
	児童自立支援施設	*	8	6	75.0	4	8	7	87.5	5	9
	保育所 認可	*	2422	1463	60.4	136	2475	989	40.0	124	260
	認可外・他 <sup>3)</sup>	.	355	66	18.6	2	354	86	24.3	1	3
	児童厚生・放課後健全	.	632	229	36.2	6	630	199	31.6	2	8
	民生児童委員	.	1664	580	34.9	134	1869	693	37.1	137	271
教育	幼稚園	*	1668	684	41.0	21	1867	668	35.8	18	39
	小学校	*	2569	1271	49.5	120	2619	994	38.0	84	204
	中学校	*	1137	546	48.0	42	1209	445	36.8	24	66
	養護学校	*	104	68	65.4	6	128	73	57.0	3	9
	教育委員会	-	2	-	2	-	-	2	-	4	6
警察	県警察本部	*	9	9	100.0	8	9	9	100.0	10	18
司法	人権擁護委員(会)	.	69	26	37.7	8	70	33	47.1	6	14
	弁護士	.	1765	98	5.6	12	1764	166	9.4	16	28
医療	精神保健福祉センター	*	3	3	100.0	4	9	7	77.8	6	10
	病院 小児科	*	353	161	45.0	32	353	134	38.0	20	52
	救急	*	511	108	21.1	0	511	85	16.6	2	2
	脳神経外科	*	241	59	24.5	2	240	58	24.2	2	4
	小児外科	*	37	5	13.5	0	37	8	21.6	2	2
	産婦人科	*	464	117	25.2	1	461	151	32.8	2	3
	精神科	*	276	61	22.1	15	276	69	25.0	13	28
	診療所 小児科	*	2573	678	26.4	8	3075	891	29.0	13	21
	救急	.	72	23	31.9	1	72	27	37.5	1	2
	脳神経外科	.	68	14	20.6	0	68	16	23.5	2	2
	産婦人科	.	505	124	24.6	3	495	145	29.3	1	4
	精神科	.	240	40	16.7	6	234	32	13.7	7	13
民間援助団体		.	3	3	100.0	53	10	6	60.0	61	114
機関不明		-	0	0	0	-	7	1	1	1	
計			18699	6899	-	2136	19861	6485	-	2174	4310

注1：保健福祉センター・保健婦・母子健康センター

注3：家庭保育員

注2：保健福祉センター・福祉・家庭支援センター・児童相談室・福祉課・相談センター

## 付記：地域調査研究組織

主任研究者：小林 登（国立小児病院名誉院長）

地域調査責任者

松本伊智朗：札幌市調査（北海道子どもの虐待防止協会事務局、札幌学院大学・社会福祉）

黒川衣代：秋田市調査（秋田子育て支援を考える会会長、秋田大学・教育文化学部）

鷲沢一彦：長野市調査（ながの子どもを虐待から守る会、長野日赤病院・小児科）

井上 薫：名古屋市調査（子どもの虐待防止ネットワーク・あいち、同朋大学・心理学）

作野史朗：三重県調査（三重大学名誉教授）

小池通夫：和歌山県調査（和歌山子どもの虐待防止協会会長、小児科）

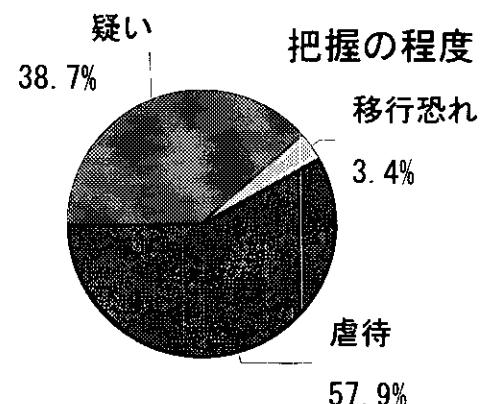
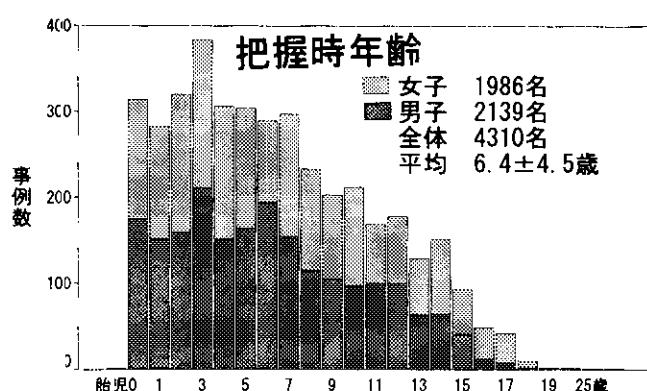
稻垣由子：兵庫県調査（こどもと親への育児支援研究会事務局、甲南女子大学・人間関係学科）

安部計彦：北九州市調査（北九州児童虐待と子育て支援を考える会、北九州市児童相談所）

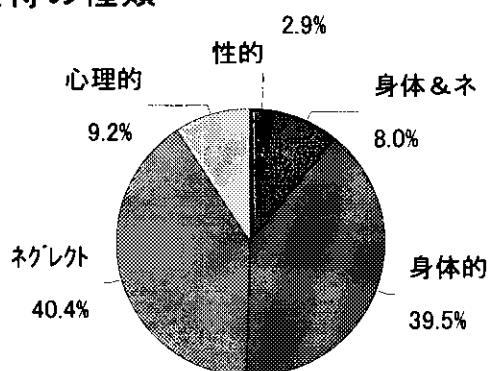
小原敏秀：中津市周辺調査（大分県子どもの虐待防止事業、大分県中津児童相談所）

事務局：谷村雅子（国立成育医療センター研究所・成育社会医学研究部）

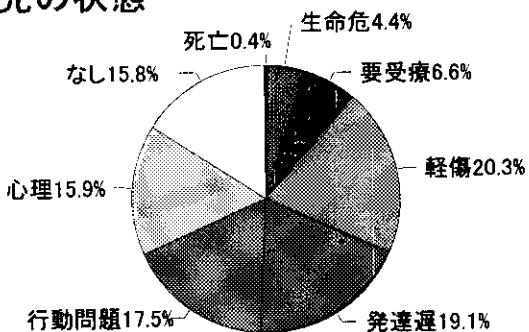
図1. 虐待事例の概要（地域調査）



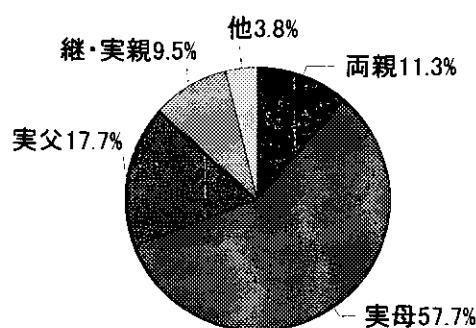
虐待の種類



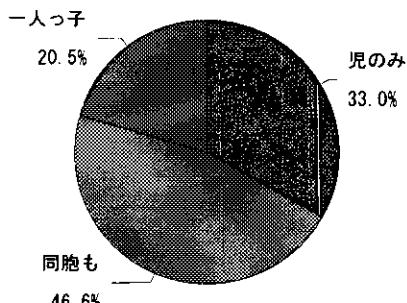
児の状態



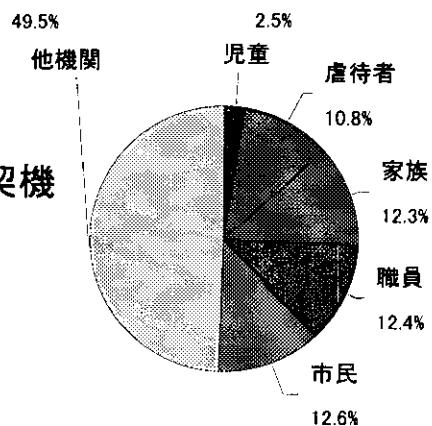
虐待者



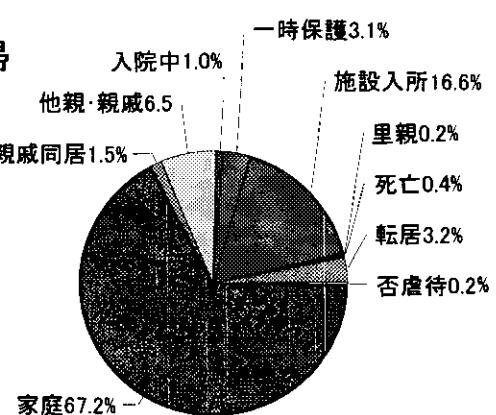
虐待対象



把握契機



転帰



## 図2. 機関別・事例概要

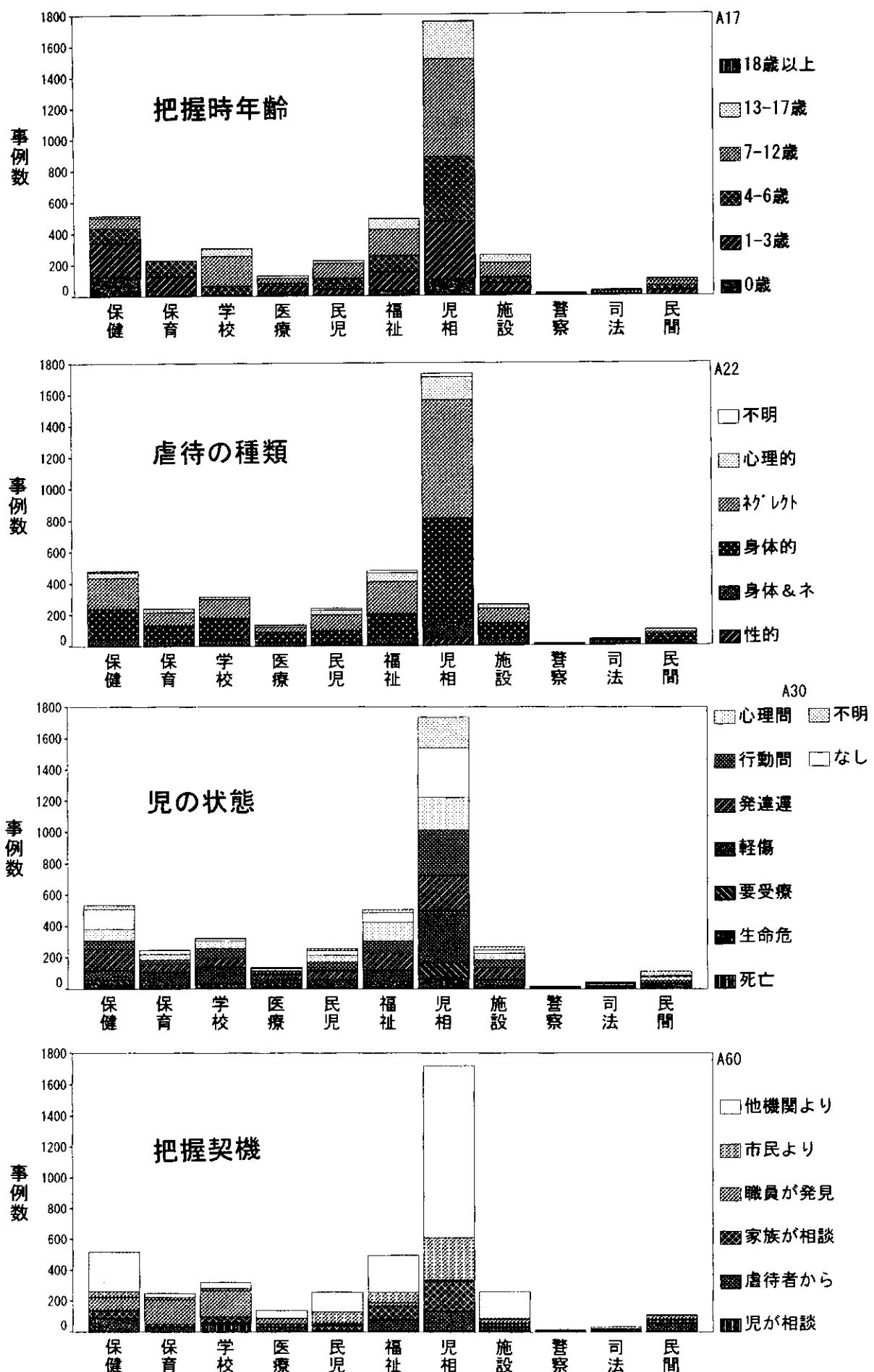


図3. 虐待を発見した機関

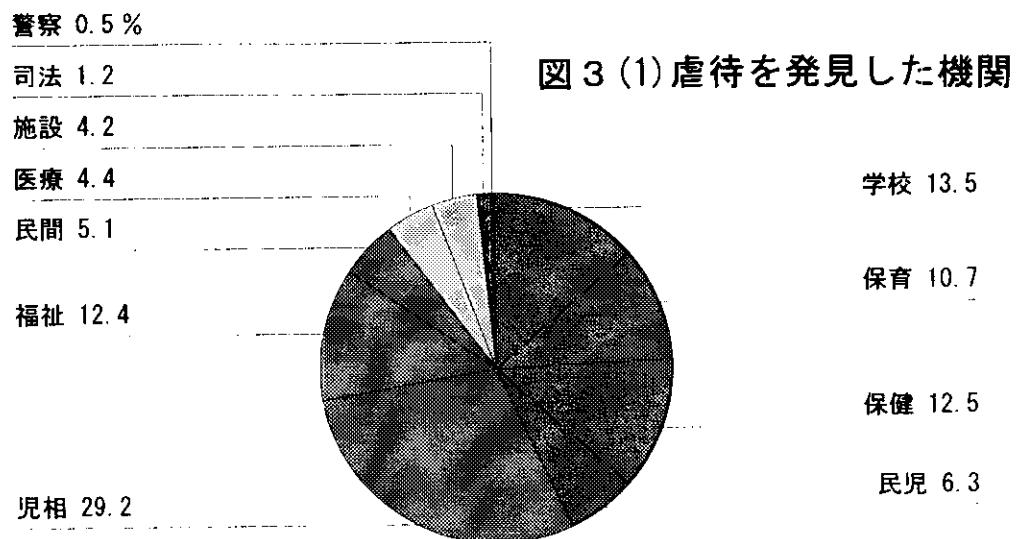


図3(1) 虐待を発見した機関

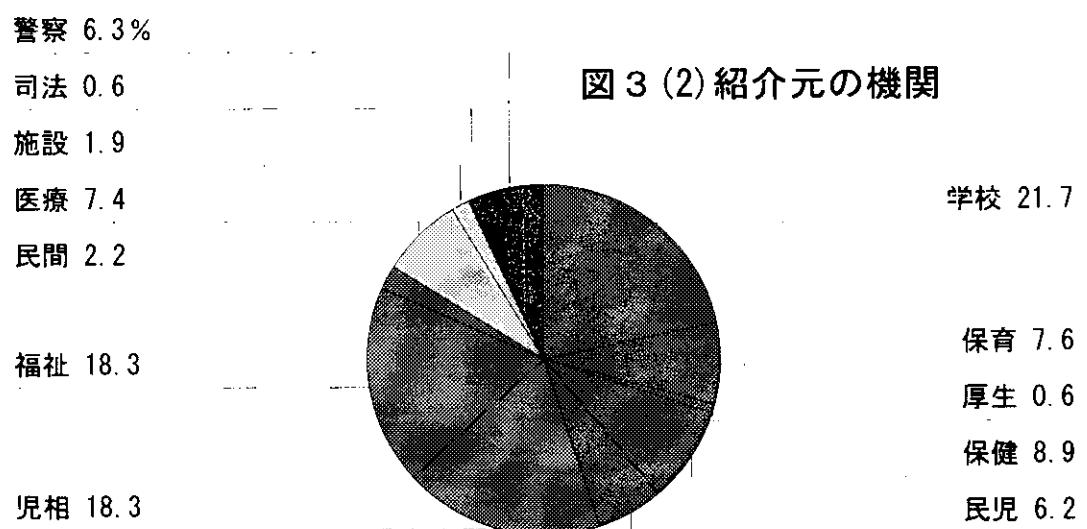


図3(2) 紹介元の機関

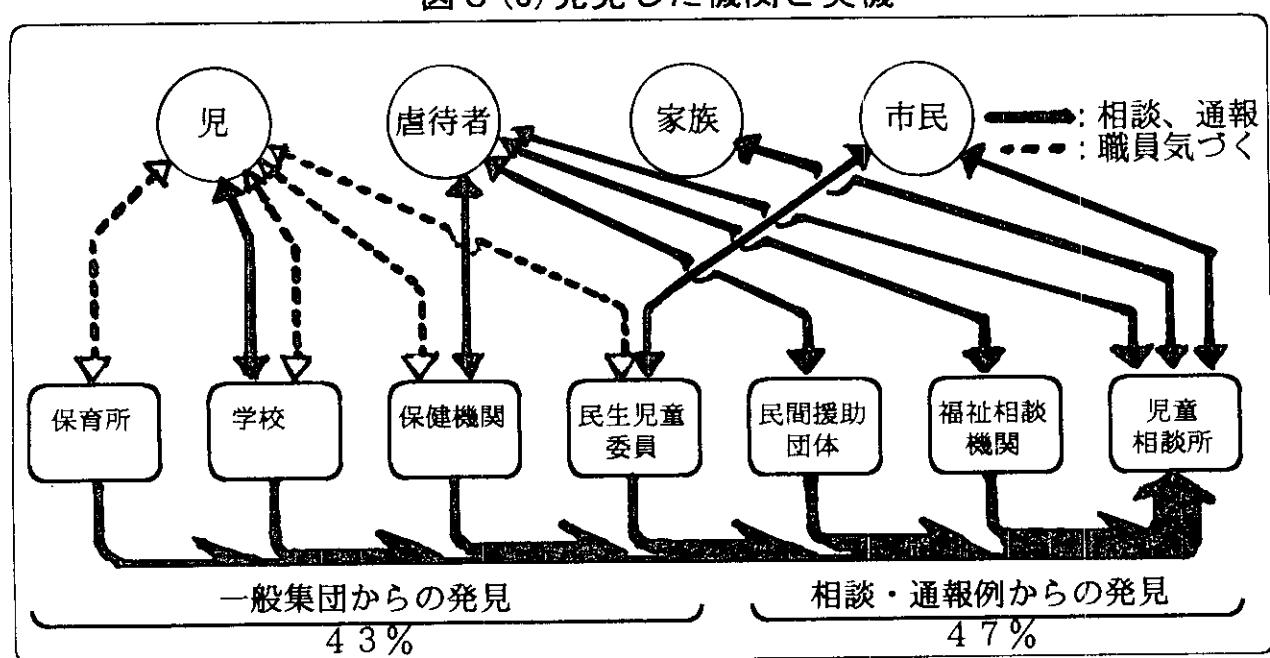


表2. 各機関における対応—各対応を受けた事例の割合 (%)

	保健	保育	学校	医療	民生	福祉	児相	施設	警察	司法	民間	全体
調査	26.3	16.0	33.1	9.1	46.9	46.8	78.1	4.7	0.0	11.9	27.0	49.3
相談	75.0	43.7	57.2	32.9	33.2	67.9	57.8	34.4	22.2	42.9	60.9	56.1
指導	46.5	24.7	43.1	25.9	19.6	20.2	52.2	20.8	0.0	11.9	5.2	38.5
児の治療・ケア	12.8	30.8	31.6	44.1	7.7	4.9	10.2	52.3	0.0	7.1	7.0	16.4
親の治療・ケア	24.1	20.5	16.0	40.6	12.5	21.9	7.0	17.9	0.0	0.0	12.2	14.6
他機関紹介	21.1	17.1	33.1	19.6	25.1	46.4	5.0	11.5	5.6	28.6	24.3	17.7
児の保護	4.4	9.9	9.9	8.4	11.4	12.1	24.3	54.5	27.8	0.0	5.2	18.3
法的対応	0.7	0.8	2.1	5.6	1.8	3.5	1.7	0.7	88.9	47.6	1.7	2.7
見守り	53.0	52.9	35.8	10.5	70.8	34.8	36.6	16.8	0.0	11.9	23.5	38.6
対応不能	1.1	4.2	4.8	1.4	3.3	1.4	1.1	0.0	5.6	2.4	1.7	1.7

図4. 機関別、各対応を受けた事例数

■対応なし  
■対応あり

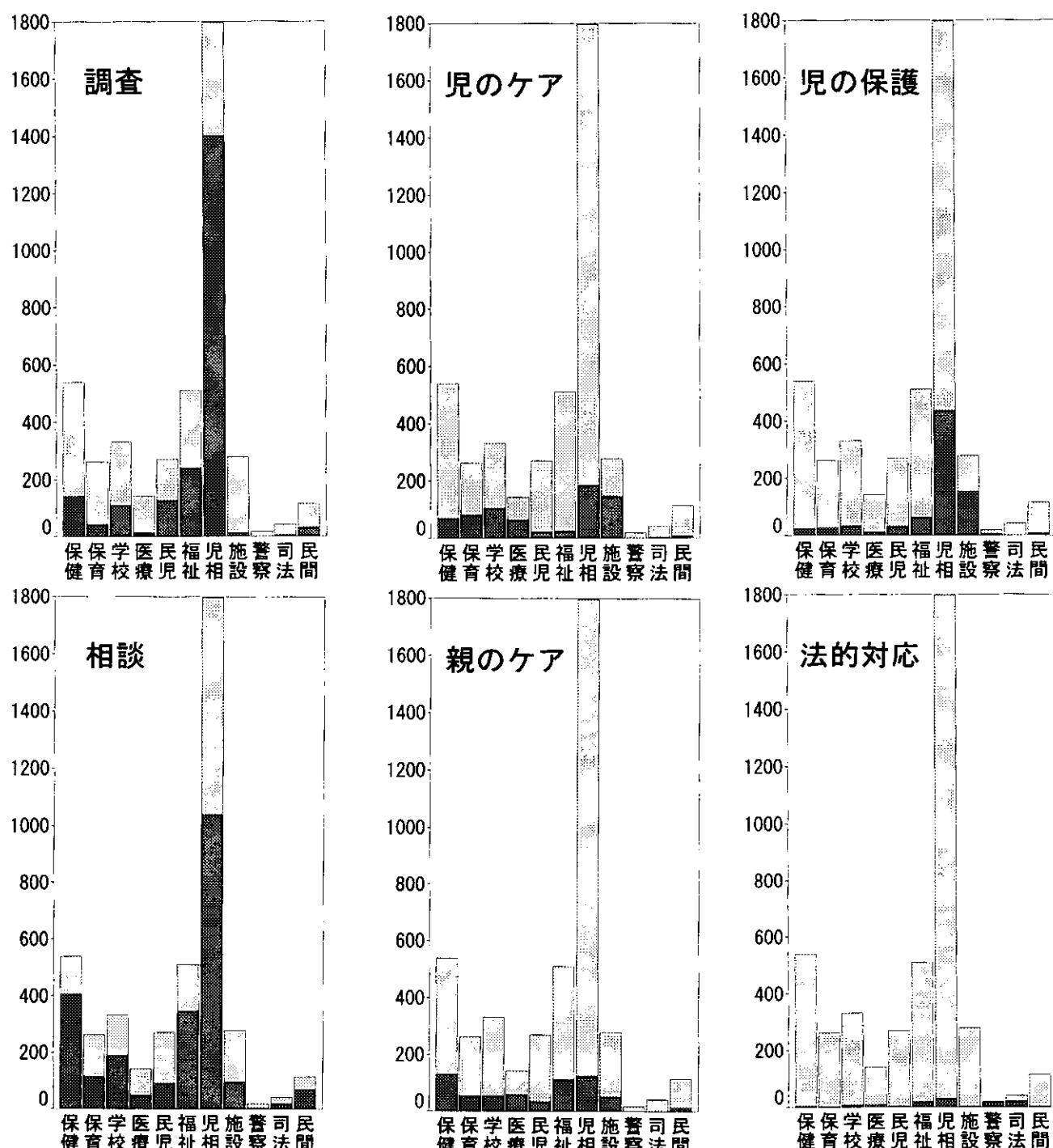


表3. 他機関との連携率 (%)

報告機関	連携先機関											他機関 と連携 あり	
	保健	保育	厚生	学校	医療	民生	福祉	児相	施設	警察	司法	民間	
保健・助産	-	23.3	1.7	18.3	26.9	20.2	38.8	55.9	6.7	5.7	0.4	4.3	87.4
保育	28.5	-	0.4	6.8	9.9	20.2	40.3	34.6	4.6	2.3	0.0	5.3	78.3
学校	7.5	4.8	-	-	8.1	34.3	25.3	66.9	3.6	15.4	1.2	1.8	87.0
医療	23.8	7.0	0.0	10.5	-	0.7	9.8	44.8	7.0	9.1	2.1	5.6	79.7
民生	24.4	18.5	3.7	62.4	8.1	-	42.1	60.9	4.1	13.3	0.4	2.6	97.0
福祉	31.1	17.0	2.2	43.8	8.4	33.7	-	66.5	10.4	11.9	0.4	4.3	96.5
児相	28.8	19.2	1.2	52.8	12.9	29.2	51.7	-	10.2	13.8	1.8	2.4	90.9
施設	9.0	3.2	1.4	35.5	17.9	6.1	24.7	81.0	-	5.4	0.4	2.9	88.5
警察	0.0	0.0	0.0	11.1	16.7	0.0	5.6	61.1	0.0	-	0.0	5.6	88.9
司法	7.1	4.8	4.8	9.5	19.0	9.5	21.4	38.1	9.5	23.8	-	0.0	64.3
民間団体	9.6	6.1	2.6	11.3	12.2	1.7	4.3	11.3	0.9	2.6	7.8	-	47.0
全体	24.3	16.1	1.5	40.0	13.7	24.7	40.5	57.7	8.0	11.0	1.3	3.1	88.5

表4. 機関別、虐待像別 児童相談所との連携率 (%)

虐待の判断	虐待の種類					児の状態							(%	
	虐待	疑い	移行恐れ	身&ネ	身体	初レクト	死亡	生命危	要受療	軽傷	発達遅	行動	心理	
保健	65.0	52.7	31.1	68.1	53.5	59.8	0.0	60.9	72.7	62.9	65.4	58.6	42.3	45.2
保育	50.0	27.2	25.0	37.0	36.8	41.5	50.0	66.7	58.8	37.0	45.3	19.2	8.8	42.3
学校	75.5	62.2	75.0	70.0	60.9	77.0	100.0	100.0	78.3	56.2	78.9	77.6	63.0	38.5
医療	52.4	32.7	25.0	55.6	47.0	43.8	0.0	70.0	50.0	50.0	44.4	48.0	50.0	25.0
民児	74.7	52.9	88.9	76.5	58.1	64.4	-	63.6	71.4	70.5	76.0	57.6	54.8	43.3
福祉	73.7	62.0	46.2	75.8	61.1	74.3	-	77.8	85.0	74.3	75.0	61.8	68.1	37.7

図5. 機関別把握の程度

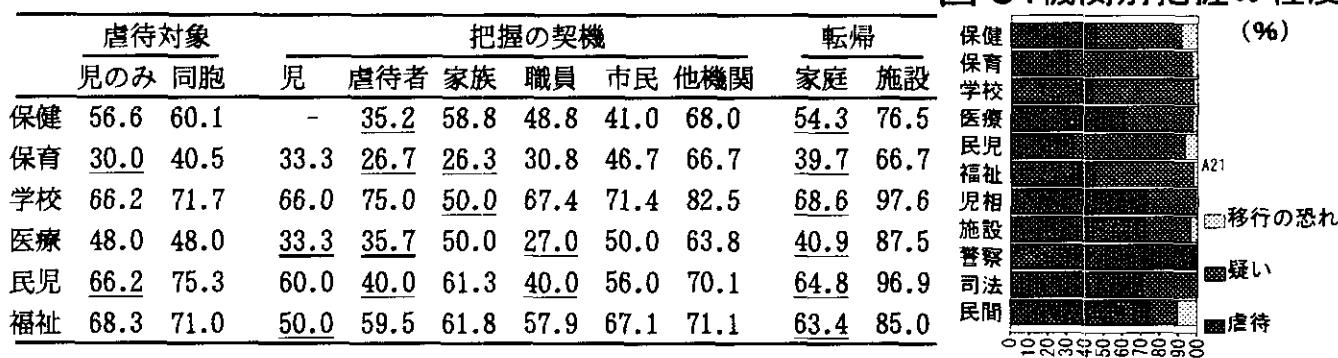


図6. 児童相談所と他機関との連携

児童相談所の事例 42% その他の機関の事例 58%

他機関との連携率

児童相談所との連携率

89%

58%

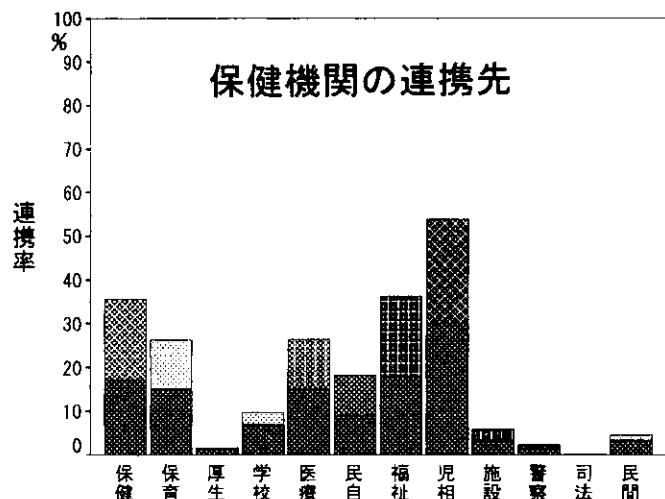
連携

児相と他機関との連携率 全体の33%、両機関事例の重複率17%

図7. 年齢群別、他機関との連携率

連携率	：各機関の事例中、他機関と連携した事例の率
■	：“ 他機関からの連絡で把握し、各機関と連携した事例
その他	：“ 自機関が発見し、各機関と連携した事例

児の年齢 0～6歳



7歳以上

